

「地方型 I R」設置に向けた法的整備

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（案）第二条第一項（要旨）

「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が**一体となっている施設**であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（I R 推進法案）で定義されている「特定複合観光施設」は、「**新設大規模 I R**」を想定したものの。

新設大規模 I R

- ・新たにカジノ施設のほか、ホテル、コンベンションホール、劇場、ショッピングモール、アミューズメントなどの多様なノンゲーミング施設を一から造り上げることを想定した大規模な統合型リゾート（I R）。
- ・シンガポールのように全世界からのアクセスが良い都市エリアに設置される。

- 一から全ての施設を作る必要があるため、環境負荷や投資金額が大きい。
- 多様な施設を一カ所に集約して新設するために埋立地のような広い敷地が必要となる。
- 「**新設大規模 I R**」だけでは、国内外からの観光客の都市部集中を助長することとなり、**日本全体の活性化につながらない**。

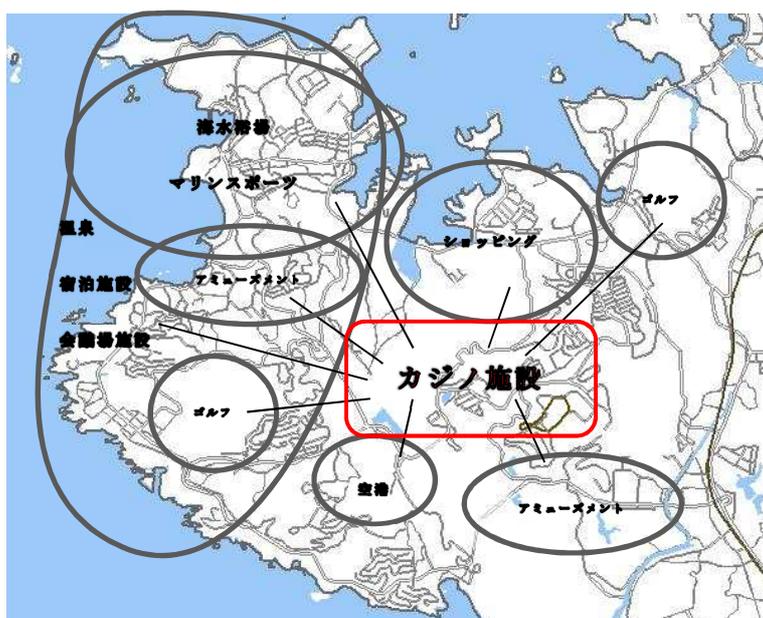
日本の多くの観光地はポテンシャルの高い観光資源を持っている。それらとカジノ施設との相乗効果によって、少ない投資金額で大きな経済効果を生み出す**地方型 I R**は地域振興の起爆剤として有効

地方型 I R

- ・自然の景観や既存の観光資源（温泉・宿泊施設、マリレジャー、アミューズメント施設等）を活用し、そこにカジノ施設等を併設して I R を構成するもの。
- ・欧州に多くみられる。保養地であるバーデンバーデンの様にその土地の文化・地域性を重視するもの。

地方型 I R のイメージ（例示）

→ **カジノ施設を設置するだけで、地域全体として I R を構成する**



地方型 I R の設置を可能とする措置が必要

具体的な措置

日本全体の活性化のために、地方の観光特性や既存の観光資源を活用した「地方型 I R」の設置を可能とする法的整備を行うこと